

令和7年度 岩手中部広域行政組合人事行政運営等の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 職員の採用の状況（令和7年4月1日）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級	中級	初級		
一般職	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 職員数の状況

ア 職員数（一般行政職）

令和7年4月1日現在	令和6年4月1日現在
5人（4人）	7人（5人）

[注] （ ）内は構成市町の派遣職員数です。

イ 派遣元ごとの職員数

	花巻市	北上市	遠野市	西和賀町	計
令和7年4月1日現在	2人	1人	1人	0人	4人
令和6年4月1日現在	2人	2人	1人	0人	5人

ウ 年齢別職員数

	20歳 未満	20～ 25歳	26～ 30歳	31～ 35歳	36～ 40歳	41～ 45歳	46～ 50歳	51～ 55歳	56～ 60歳	61歳 以上	計
令和7年4月 1日 現在	0人	0人	0人	1人	1人	1人	0人	1人	1人	0人	5人
令和6年4月 1日 現在	0人	1人	0人	1人	0人	1人	1人	1人	2人	0人	7人

2 人事評価の状況

評定の回数	1回
評定の時期	3月
評定の対象職員	全職員

3 給与の状況

(1) 平成23年度から、派遣職員給与の支弁方法を次のとおり変更しております。

職員の派遣元（組合を構成する市町）が支給 ※	給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当
組合が支給	時間外勤務手当

[注] 地方自治法第252条の17第2項の規定により、組合が負担します。

(2) 人件費の状況

	歳出総額 A	人件費 B	人件費率 B/A
令和6年度決算	576,803千円	16,658千円	2.9%
令和5年度決算	556,862千円	14,462千円	2.6%

[注] 「人件費」には、特別職に支給した報酬を含めています。

(3) 職員給与費の状況（令和6年度決算）

職員数 A	給 与 費				1人当たり給与 費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
2人	6,251千円	1,935千円	2,125千円	10,311千円	5,046千円

(4) 昇給への勤務成績への反映状況

昇給日前1年間の勤務状況をもとに、昇給への勤務成績の反映を行う。

(5) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当（令和6年度）

期末手当	2.50月
勤勉手当	1.94月

イ 時間外勤務手当（令和6年度決算）

支給実績	1人当たり平均支給年額
1,104千円	221千円

ウ その他の手当（令和6年度決算）

手当名	内容、支給月額	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者… 3,000円 ②父母等… 6,500円 ③子 …11,500円 (16～22歳の子 5,000円加算)	0千円	0千円
住居手当	借家・借間…最高27,000円	558千円	279千円
通勤手当	①交通機関利用者…最高150,000円 ②交通用具利用者（通勤距離2 km以上の場合）…最高24,500円	176千円	88千1円
管理職手当	① 参事…62,300円 ② 事務局長…49,600円 ③ 主幹…37,100円	0千円	0千円
休日勤務手当	「勤務1時間当たりの給与額×135/100」の額を支給	15千円	8千円
寒冷地手当	11月から3月まで支給 ①扶養親族のある世帯主…19,800円 ②その他の世帯主…11,400円 ③その他…8,200円	98千円	49千円

(6) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	報酬（議員報酬）
管理者	年額 53,000円
副管理者	年額 44,000円
議会の議員	議長 年額 37,000円
	副議長 年額 34,000円
	議員 年額 32,000円
監査委員	日額 7,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り		
	始業	終業	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後零時から1時間

(2) 年次休暇の状況（令和6年度）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
237.6日	92.0日	6人	15.3日

[注] 1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員を除く。

2 「総付与日数」は、当該年度の初日において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、の全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 病気休暇及び介護休暇の状況（令和6年度）

区分	取得人数
病気休暇	1人
介護休暇	0人

(4) 育児休業及び部分休業の状況（令和6年度）

区分	取得人数
育児休業	0人
部分休業	0人

(5) 特別休暇の導入状況（令和7年4月1日現在）

区 分	休暇の期間
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る。）	必要と認められる期間

骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等の場合	必要と認められる期間						
<table border="1"> <tr> <td>自発的かつ報酬を得ない社会貢献活動</td> <td>相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害者支援施設、特別養護老人ホーム等での管理者が定める活動</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</td> </tr> </table>	自発的かつ報酬を得ない社会貢献活動	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動		障害者支援施設、特別養護老人ホーム等での管理者が定める活動		上記に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	1年度において5日以内
自発的かつ報酬を得ない社会貢献活動	相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動						
	障害者支援施設、特別養護老人ホーム等での管理者が定める活動						
	上記に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動						
結婚する場合	週休日、休日を除く連続する7日以内						
不妊治療に係る通院等をした場合	1年度において5日以内（体外受精その他管理者が定めるものである場合は10日）						
妊娠に起因する障害（病気休暇に該当する場合を除く）	10日以内						
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	必要と認める期間						
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間						
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間以内						
8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定である女性職員の場合	出産の日まで						
出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日まで						
生後1年6月に達しない子の保育をする場合	1日2回それぞれ1時間						

中学校卒業までの子、配偶者、父母、配偶者の父母、その他 市長が定める者の看護、子の行事参加及び感染症に伴う学級 閉鎖等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年度において 5 日以内（子が 2 人以上のときは 10 日、3 に以上のときは 12 日）
職員の保護する介助の必要な小学 3 年生までの者が、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の予防接種、学校 保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条の健康診断又は母子保健法第 12 条若しくは第 13 条の健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
介護者の介護等をする場合	1 年度において 5 日（要介護者が 2 人以上のときは 10 日）以内
生理日の就業が著しく困難な場合	2 日以内
職員の妻が出産する場合	病院に入院する等の日から当該出産の日後 2 週間を経過するまでの間において、3 日以内
職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前日から、出産の日後 8 週間の期間において、当該出産に係る子又は小学 3 年生までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、育児参加をする場合	5 日以内
職員の親族が死亡した場合	親族により 1 日～10 日以内
配偶者、父母又は子の追悼のための特別の行事の場合	1 日以内
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 年度の 6 月から 9 月までの 5 日以内
勤続期間が 25 年に達する職員が、心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図る場合	翌 2 年度内で、週休日、休日を除く連続する 5 日以内
災害により職員の現住居が滅失又は損壊し、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	7 日以内

災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合	必要と認められる期間
あらかじめ管理者の承認を得て任命権者が定める場合	管理者が承認した期間

5 分限及び懲戒処分の状況（令和6年度）

区 分	人 数
分限処分者数	0人
懲戒処分者数	0人

6 サービスの状況（令和6年度）

区 分	申請件数
職務専念義務免除承認	4件
営利企業等従事許可	0件

7 研修の状況（令和6年度）

業務に関する専門研修を必要に応じて実施しています。

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 平成23年度から、派遣職員の保健及び厚生に関する事業は派遣元が実施しています。

(2) 厚生制度の状況（令和6年度）

区 分	内 容	実施状況	
		対象者	受診者
職員の保健に関するこ と	胃部検診	—	—
	生活習慣病予防検診	2人	2人
	胸部検診	2人	2人
	大腸がん検診	—	—
	B・C型肝炎検診	—	—
	前立腺がん検診	—	—
	乳がん検診	—	—
	子宮がん検診	1人	1人
	人間ドック利用	—	—
その他厚生に関するこ と	厚生施設委託事業 （実施：北上市職員互助会）	北上市役所本庁舎食堂及 び売店の委託	

[注] 当組合の職員は北上市職員互助会に加入しています。

(3) 公務災害補償の状況（令和6年度）

区 分	認定請求件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

(4) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度末係属件数	令和6年度中の新規要求件数	令和6年度末係属件数
0件	0件	0件

(5) 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

令和5年度末係属件数	令和6年度中の新規要求件数	令和6年度末係属件数
0件	0件	0件